年度末総会資料

(書面総会)

資料内容

・PTA会長 あいさつ

≪議案≫

第一議案・・・2024年度活動報告(本部、委員会(秋の陽の森)、学校・地域行事手伝い)

第二議案・・・2024年度仮決算報告 第三議案・・・会則の変更について

第四議案・・・次年度本部役員・会計監査

書面総会の流れ

・資料配布(データ) 3月15日(土)

全会員、資料をご確認ください

- ・書面総会議案に対する回答期限 3月20日(祝)
- ・決議結果報告は後日、公開予定です。

会則

本年度(2024年度)までの会則は下記QRコードからご確認ください。



なお、本総会の第三議案で提案された会則は、書面総会の各議案に対する承認をもって有効となります。

PTA会長 挨拶

春光の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。

日頃より、PTA活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本年度は、昨年度に続き「お試しの3年目」を実践しました。クラス委員など特定の委員会は設けず、学校や地域にかかわるお手伝いをその都度募集をしていくなど、「できる人ができる時に、学校や地域へ貢献できる!持続可能で自主的なPTA」を目指しました。また、本年度は昨年に引き続き実施した夏休みの水遊びに加え、マジック教室も新たに企画・実施しました。

さらに、こうしたPTAのあり方を恒常的な形にすべく、次年度以降にむけてPTA 会則の見直しを行いました。

皆様のおかげ様で、間もなく無事に1年が過ぎようとしています。 ご協力本当にありがとうございました!

子どものため、学校のため、地域のためにPTA活動が皆様の貢献や活躍の場に もなっていくよう、来年度も引き続き、皆様のご理解とご協力を、どうぞよろしくお 願いいたします。

光ヶ丘秋の陽小学校PTA会長 鷲尾 聡子

議案1

活動報告

<本部>

1.公式HP 運営

練馬区立光が丘秋の陽小学校PTA

https://akinohipta.sakura.ne.jp/new/update/

2.公式Facebook 運営

練馬区立光が丘秋の陽小学校PTA

https://www.facebook.com/groups/318335273485450

3.公式Lineオープンチャット 運営

https://line.me/ti/g2/gKBI-Hd6qd1 d3UGMYpwuWn4JuzajjW-wcXNcQ?utm source=invitation n&utm medium=link copy&utm campaign=default

4. PTA本部役員会議の実施

計7回(6/1,7/6,8/4,11/17,12/7,1/18,2/9)

5.学校や児童にかかわる会議への出席

○学校評議会 :計4回 (6/4、10/23、11/29、2/19)

○光が丘秋の陽小学校応援団総会 :7/4

6. 地域活動の会議への出席

〇避難拠点会議:計9回(各月第4火曜)

〇青少年育成第七地区委員会(田柄エリア)

・総会 :5/15
・水泳教室部会、中学年レク部会 :6/1
・高学年レク :9/21
・環境健やか部会 :11/26
・ミニサッカー部会 :12/14

〇青少年育成光が丘地区委員会

·総会 :4/25

·育成事業部会 :計4回 (4/11、5/9、10/31、12/12) ·環境部会 :計5回 (5/21、7/9、9/11、11/26、3/11)

·体制検討委員会 :計7回 (9/13、10/11、11/1、12/6、1/10、2/7、3/14)

〇光が丘地区区民館(ひかちく)運営委員会

・定例会:計4回 (4/26、7/5、10/25、1/23)・各行事の担当者会議:計4回 (6/7、6/26、1/30、2/22)

·30周年記念式典実行委員会 :計1回(11/12)

7. 地域活動にかかわる式典や懇談会への出席

- ○11/16 光が丘地区区民館(ひかちく)運営委員会30周年記念式典
- ○01/15 青少年育成第七地区委員会新年情報交換会·懇親会
- ○01/16 練馬区青少年委員会地域懇談会 練馬東西ブロック
- ○01/24 練馬区青少年育成光が丘地区委員会40周年記念祝賀会

<委員会(秋の陽の森)>

※森活動とは

PTA活動の一環として取り組みたい活動がある際に「~の森」というグループを作ります。PTA総会の承認のもとに活動ができ、PTA会員の中の有志によるメンバーで活動します。。

1.お知らせの森

4月 広報誌「先生紹介号」作成・配布 (全校)

2.ベルマの森

7月 ベルマーク集計

3.つながりの森

08/24 水鉄砲大会 (児童10名・兄妹4名・保護者5名・ねりっこ職員1名参加)

02/15 Mr.モローの親子マジック教室 (児童18名・兄妹3名・保護者14名参加)

<学校・地域行事手伝い>

○07/04	1年生絵画展前日準備	(ひかちく)
007/05	1年生絵画展作品貼付	(ひかちく)
007/05	1年生絵画展受付手伝い	(ひかちく)
007/07	水泳教室お手伝い	(第七地区)
007/29	夜間パトロール	(青少年育成光が丘地区)
008/26~08/30	ラジオ体操	(青少年育成第七地区)
○09/11	親子防災訓練参加・手伝い	(避難拠点会議)
○10/19	運動会受付	(光が丘秋の陽小)
○10/20	地区祭手伝い	(ひかちく)
O11/02~11/03	宿泊訓練参加・手伝い	(避難拠点会議)
O11/16	武蔵嵐山ハイキングお手伝い	(第七地区)
011/17	30周年記念館まつり模擬店手伝い	(ひかちく)
○12/08	健やか運動	(第七地区)
○03/22(予定)	ウォークラリーお手伝い	(ひかちく)

仮決算報告

令和6(2024)年度 収支決算報告書(仮)

* 一般会計

総収入 589,552	終	支出 81,89)6	繰越金 507,656
【 収入の部 】				
項目	予算額	決算額	增減	摘要
PTA会費	297,000	287,000	△ 10,000	1000円×269世帯+18教員
繰越金	302,996	302,496	△ 500	前年度繰越金
維収入	3	56	53	預金利息、地区活動参加謝礼
合計	599,999	589,552	△ 10,447	

【 支出の部 】

		項目	予算額	決算額	增減	摘要
		事務費	30,000	1,203	△ 28,797	事務用品、印刷用品、消耗品
運営費	需要費	交通費	10,000	0	△ 10,000	小P連会長会 他
費	而安員	渉外費	50,000	0	△ 50,000	近隣学校行事、育成等
		慶弔費	30,000	4,000	△ 26,000	離任式記念品
	小計 (A)		120,000	5,203	△ 114,797	

		項目	予算額	決算額	增減	摘要
		クラス費	0	0	0	
		本部活動費	24,000	0	△ 24,000	活動費·行事費·通信費等
		有志活動費(広報)	40,000	13,646	△ 26,354	広報誌印刷·写真代等
	一般活動費	有志活動費(レク)	80,000	2,923	△ 77,077	活動費 つながりの森
	一放心制質	有志活動費(ベルマーク)	5,000	0	△ 5,000	活動費 ベルマの森
		有志活動費(講座)	80,000	0	△ 80,000	活動費 学びの森
活動費		有志活動費(見守り)	10,000	3,354	△ 6,646	活動費 見守りの森
費		有志活動費(新企画)	80,000	0	△ 80,000	活動費 みらい苗木プロジェクト
		卒業記念品費	28,800	0	△ 28,800	紅白饅頭480円×60名 (6年生56名、教員4名)
		都P連 加入金	0	0	0	2022年度未加入のため予算なし
		積立金	0	0	0	今年度は予算なし
	諸費	バソコン・プリンター 積立金	0	0	0	今年度は予算なし
		周年強化費	10,000	0	△ 10,000	特別会計に入金
		通信費	10,000	0	△ 10,000	PTA室通信費、サーバー費
		予備費	55,979	550	△ 55,429	振込手数料等(PTA総合保障)
保険料	PTA総合保障加入金		56,220	56,220	0	団体傷害保険 190円×278世帯 賠償責任保険 10円×340人
		小計 (B)	479,999	76,693	△ 403,306	

合計 (A+B)	599,999	81,896	∆ 518,103	

* 特別会計

【収入の部】

- NAV ALL MI				
項目	予算額	決算額	增減	摘要
前年度繰越金	818,173	818,173	0	
積立金	10,000	0	0	一般会計より、周年行事積立
雑収入	6	105	99	預金利息
合計	828,179	818,278	Δ 9,901	

【支出の部】

項目	予算額	決算額	増減	摘要
周年行事	0	0	0	
合計	0	0	0	

収入 818,278	支出 0	繰越金 818,278
------------	------	-------------

上記の通り報告いたします。

令和 7年 3月 11日

無 舊尾形子



翻新杯晚季



一台縣 理東、



上記の通り相違ないことを確認しました。

新監 年田明子 電

金融 大和田 由美



新 松井 燕任



議案3

会則の変更

2022年度から取り組んだ「お試しの3年間」を恒常的な体制にすべく、実態に即していない会則の変更を提案します。

【お試しの3年間コンセプト詳細】

https://akinohipta.sakura.ne.jp/new/wp-content/uploads/2022/03/otameshilnen.pdf

【新たな会則案】

https://akinohipta.sakura.ne.jp/new/wp-content/uploads/2025/03/kaisoku.pdf

【主な変更ポイント】

ポイント1 「委員の廃止と森活動・PTA体制の整理]

従来抽選などで役割分担を割り振られていた委員を廃止し、有志による活動である森活動を実施するよう になったため、現状に即した内容に変更しました。

- ○クラス委員、各種委員および選考委員の廃止
- ○「あきのひの森活動」および「みらい苗木プロジェクト」の定義
- ○上記に付随する記載の修正

ポイント2 [本部役員体制の整理]

- ○PTA本部役員が立候補制にすることを明記し、役割を整理しました
- ○また、活動実態を考慮し、最低限成り立つであろう人員構成へ変更いたしました

ポイント3 「その他、実態に即した変更]

- 3年間のPTA活動を鑑みて、実態にそぐわない下記点について修正しております
- ○会員及び児童の慶弔の廃止

もれなく慶弔の事項を検知することが困難であり、平等に対応することができないため廃止といたしました

- ○退会規定の簡素化/ボランティア活動であることの明確化
 - 『できることを、できる範囲で』参加するPTAを目指しますが、任意参加の団体であることを鑑み退会の障壁を上げる記載を 削除しました
- ○総会の書面開催/デジタルの活用

デジタルを活用した効率的な総会を実施してきました。この実績を反映し、原則書面といたしました

○集金時期の修正

PTA会計活動における、後続業務のスケジュールを鑑み、修正いたしました

○副校長の役割の記載

校長とは別に、PTAにおける教員の代表かつ学校側との連絡窓口である副校長の役割を会則に追記しました

○会則改正規定の基準変更

変化の早い時代の流れに沿って会則も変更できるよう、会則改正の基準を変更しました

【会則の変更ポイントの詳細】

光が丘秋の陽小PTA 会則

PTA とは、Parent-Teacher Association

父母と教員の会。父母と教員が協力し、地域や学校での児童・生徒の成長と幸福のための諸活動 を目的とし、各学校単位に組織される団体。

第一章 名 称

第1条 本会は「光が丘秋の陽小PTA」と称し、事務所を練馬区立光が丘秋の陽小学校(以下「本校」 という)内に置く。

第二章 目的および活動

ポイント3[その他、実態に即した変更] 平仄あわせ

第2条 保護者と教職員が協力して家庭、学校、地域社会における子供児童の健やかな成長に努める。

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の活動を行う。

ポイント3[その他、実態に即した変更] 平仄あわせ

- (1)児童の教育について意見を交換する。
 - (2) 児童の教育環境を改善する。
 - (3) 学校内外における児童の生活指導に協力する。
 - (4) 会員同士の親睦を高める。
 - (5) 会員及び児童の慶弔を行う。¶(6) その他必要な活動を行う。

ポイント3[その他、実態に即した変更] 会員及び児童の慶弔の廃止

第三章 方 針

第4条 本会は、次の方針のもと活動を行う。

(1) 全会員が積極的に参加する会を目指す活動は、原則として総会等で協議決定された事項に 基づき、会員から参加希望者を募って

実施する。すべての活動は、会員相互の支え合いによって成り立つ。

- (2) 政治的、宗教的、営利目的なの活動は一切行わない。
- (3) 学校に協力するための意見は述べるが、学校運営管理や教職員の人事には干渉しない。
- (4) 個人情報の保護に努める。
- (5) その他必要と思われる活動を行う。

ポイント3[その他、実態に即した変更]ボランティア活動であることの明確化

第四章 会 員

第5条 本会の会員は入会届を提出した児童の保護者と教員教職員とする。

(1) 入会届の提出をもって会員となる。

※記載された個人情報は本校PTA活動のみで使用する。

- (2) 会員である期間は、当該児童の本校在籍が終了するまでとする。
- (3) やむを得ず途中退会する場合には、退会届を提出し、校長及びPTA会長の承認を得るP

TA本部役員に退会届を提出する。

「ポイント3[その他、実態に即した変更] 」退会規定の簡素化

第五章 会計PTA組織

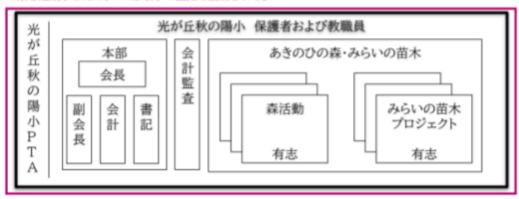
ポイント1[委員の廃止と森活動・PTA体制の整理]

※PTA体制の整理にともない「会計」は第九章へ移動しました

第6条 本会の会計は次の通り行う。

- (1) 毎年6月に活動費とPTA総合補償加入金とともに全会員(家庭数)から集金する。¶
- (2) 本会の経費は、家庭数を単位とした会費とその他をもってこれにあたる。
- (3) 本会の経理は、総会で認められた予算に基づいて行われる。
- (4) 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、会計監査を経て総会にて報告を¶ し、承認を得るものとする。¶

(5) 本会の特別な事業については、総会の承認を経て特別会計を設け処理できる。 第2条および第3条を達成するため、PTAは以下の組織で構成される。



第六章 本部役員

第7条 本会の本部役員は次の通り置く。(P=保護者 T=教員教職員)

会 長 1名 (P1名) 副会長 5名 (P4名 T1名) ¶

書記 3名 (P2名 T1名) 会計 3名 (P2名 T1名)

副会長 1名以上

書 記 1名以上

会 計 1名以上

上記に加えてT1名以上

✓ ポイント2[本部役員体制の整理]

- 第8条 本部役員の職務は次の通りとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、全体を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
 - (3) 書記は、本会の記録通信連絡等の事務を行う。
 - (4) 会計は、本会の会計業務を行う。
- 第9条 本部役員の任期、補充、選出及び退職、転動離任の場合、次の通りとする。
 - (1) 任期は1年とし、同一任務は3年以内とする。1 ポイント2[本部役員体制の整理]
 - (2)補充は、前任者の残任期間とする。
 - (3)選出は選考委員会により選出する。
 - (4) 会計T1名が退職、転勤等の場合、副校長を代理する。ただし再任を妨げない。
 - (2)選出は有志による立候補とする。

ポイント3[その他、実態に即した変更]ボランティア活動であることの明確化

第七章 会計監查委員

第10条 本会の会計監査委員は、3名 (P2名 T1名) とする。

第11条 会計監査委員の職務は次の通りとする。

- (1) その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- (2)必要に応じて会計監査を行うことができる。

ポイント3[その他、実態に即した変更] ボランティア活動であることの明確化

- 第12条 会計監査委員の任期、補充、選出及び退職、転職の場合、次の通りとする。
 - (1) 任期は1年としてする。ただし再任を妨げない。
 - (2)補充は、前任者の残任期間とする。
 - (3) 選出は本部役員選出後、選考委員会により選出する有志による立候補とする。ただし本部

役員との兼任は認めない。

(4) 会計監査T1名が退職、転動等の場合、副校長もしくは副校長が指定する教職員を代理と する。

第八章 クラス委員¶

ポイント3[その他、実態に即した変更] 副校長の役割の整理

第13条 各クラスにクラス委員4名 (P4名) を置く。¶

第14条 クラス委員の職務は次の通りとする。

- (1) 学年及びクラス保護者の親睦を図る活動を行う。
- (2) 学年・文化・広報・校外委員会のいずれかに所属し、各委員会の活動を行う。
- (3) クラス委員4名の内1名以上は、運営委員会に出席し、本会の運営に携わる。

第15条 クラス委員は保護者会に於て、互選により各クラス4名を選出する。

第16条 クラス委員の任期及び補充は次の通りとする。

- (1) 任期は、4 月から翌年 3 月迄とする。
- (2) 補充は、前任者の残任期間とする。

ポイント1[委員の廃止と森活動・PTA体制の 整理]

第九章 選考委員¶

第17条 選考委員は5年生の保護者(各クラス2名)と教員の代表で構成される。なお、保護者が6名 に満たない場合、4年生の保護者(各クラス1名)を選出する。「

第18条 選考委員は 4 月に行われる保護者会に於いて、各クラスの互選により選出する。¶ €

第19条 選考委員会の職務は次の通りとする。

- (1) 本部役員、会計監査委員の選考に関する一切の業務を行う。¶
 - ①各学級より選出された 2 名までの役員候補者を受け付け、全会員に知らせる。
 - ②役員候補者と現役員を召集し、顔合わせの上、話し合いにより内定する。『
 - ⊕役員内定後、会計監査委員の選考を行い内定する。¶
 - ④役員及び会計監査委員の内定者の氏名を、総会前に全会員に知らせる。¶

(2) 選考委員は候補者になることができない「あきのひの森」および 「みらいの苗木」

第13条 年間を通じて継続的取り組む活動に対し組織され、活動毎に「森活動」として組織される。

第14条 年度途中に新規に企画される取り組みは、「みらいの苗木」プロジェクトとして組織される。

第15条 活動メンバーは本会会員を基本とし、有志によって構成される。

ポイント1[委員の廃止と森 活動・PTA体制の整理]

第16条 各種の森活動の取り組みテーマは、総会において活動計画の一部として定義され、総会の承認のもと活動する。

第17条 みらいの苗木プロジェクトの取り組みテーマは、会員からのアイデアをもとに本部役員と合意のもと定義され活動する。また、次年度以降の森活動の候補とする。

第九章 会 計

ポイント3[その他、実態に即した変更] 章の移動に加え、集金期間を変更 (もとは6月まででした)

第18条 本会の会計は次の通り行う。

- (1) 毎年一学期中に活動費をPTA総合補償加入金とともに全会員(家庭数)から集金する。
- (2) 本会の経費は、家庭数を単位とした会費とその他をもってこれにあたる。
- (3) 本会の経理は、総会で認められた予算に基づいて行われる。
- (4) 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、会計監査を経て総会にて報告を し、承認を得るものとする。
- (5) 本会の特別な事業については、総会の承認を経て特別会計を設け処理できる。

第十章 会 議

ポイント1[委員の廃止と森活動・PTA体制の整理]

第2019条 本会の会議は総会、運営委員会、役員会、各委員会及び臨時の特別委員会とする役員 会、および臨時の特別委員会とする。

第20条 本会の会議の開催方法は、対面または書面によるものとし、その両方に電磁的方法 (インターネットを利用した方法) を含む。 ポイント2「その 州 宇能

第21条 総会

ポイント3[その他、実態に即した変更] 総会の書面開催/デジタルの活用

- (1) 総会はこの会本会の最高決議機関であり、全会員で構成する。
- (2)総会には定期総会と臨時総会がある。
- (3) 定期総会は年2回(5月・翌3月)とし、原則として書面において次の事項を行う。
 - ・5 月定期総会においては書面総会とし
 - ①前年度の決算報告、会計監査報告
 - ②新年度本年度の活動計画及び予算の審議、決定
 - ③会則改正案の審議及び承認
 - 4)その他
 - ①本年度の活動報告及び仮決算報告、仮会計監査報告
 - ②新年度の本部役員及び会計監査委員の承認
 - ③会則改正案の審議及び承認
 - ④その他
- (4) 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、全会員の3分の1以上の要求があった¶場合に開催する。
- (5)総会は、委任状を含めて一全会員の過半数の出席により成立する。
- (6)総会の議決は、委任状を含めて全会員の過半数の同意を必要とする。

√ ポイント3[その他、実態に即した変更] ↑ 総会の書面開催/デジタルの活用

第22条 運営委員会報

- (1) 運営委員会は本部役員、クラス委員(各学級1名以上)、各委員会(学代・校外・文化広報 報)の正副委員長、教員代表で構成する。会長が必要と認めた場合は、構成員以外の者 を出席させ意見を聞く事が出来る。4
- (2) 運営委員会は原則として毎月1回開催する。
- (3) 運営委員会は次の事項を行う。
 - ①役員会や委員会によって立案された活動計画を審議し、承認する。¶
 - ②総会に提出する案件を決定し、総会から委託された事項を処理する。
 - ③必要な場合は、特別委員会を設ける。¶
 - ①本会則に基づき細則の作成や改正をする。¶
 - ⑥委員が欠員になった場合には必要に応じて補充することができる。¶
 - ⑥その他、本会の運営に必要な事項を決定する。 ¶
- (4) 運営委員会の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

ポイント1 [委員の廃止と森活動 ・PTA体制の整理]

第23条 役員会

- (1) 役員会は本部役員(会長・副会長・書記・会計)で構成する。
- (2) 役員会は次の事項を行う。
 - ①本会の目的を実現する為の計画を立てる。
 - ②運営委員会に提出する議案を調整する。
 - ③運営委員会から委託された事項を処理する。 ¶
 - →地域会議の情報を共有する。
 - ③総会に提出する予算及び諸案件を立案する。
 - ⑥4分その他、臨時の事項を処理又は企画立案する。

ポイント2[本部役員体制の整理]

第24条 各種委員会

- (1) 委員会として、学年学級委員・文化委員会・広報委員会・校外委員会を置く。¶
- (2) 各委員会の構成及び職務は、次の通りとする。
 - ①学年学級委員は、各クラスの学年学級委員 (P 1名) と教員で構成する。¶

クラス保護者との連絡係。

学年またはクラス親睦会の企画、実施。

- ②文化委員会は、各クラスの文化委員(P1名)と教員で構成する。¶会員相互の教養を高め、会員の親睦を図る活動を行う。¶
- ③広報委員会は、各クラスの広報委員 (P1名) と教員で構成する。¶

PTA 広報誌の編集発行を行う。

- ①校外委員会は、各クラスの校外委員 (P1名) と教員で構成する。¶
- 家庭や地域の教育環境の整備に努め、他の団体と協力して様々な活動に取り組む。¶ 地域の安心・安全の整備に努める。¶
- (3) 各委員会には、それぞれ委員長・副委員長・書記・会計(各 Pl 名)を置く。¶
 - ①委員長は委員会を代表し、必要に応じて委員会を開催する。 ¶
 - ②副委員長は委員長を助け、その代理を務める。
 - ②書記は委員会の活動を記録、管理し、総会に向けて書類を作成する。 ¶
 - ④会計は年間の予算を管理し、会計報告する。 ¶
- (4) 各委員会は、それぞれの委員会の所管に属する事業を企画し、運営委員会の承認を得て実 施する。

第25条 特別委員会

(1) 運営委員会

第23条 特別委員会

- (1) 会員の意見を受け本部役員が必要と認めた場合は、本会に臨時の特別な委員会を置くこと が出来る。
- (2)委員会の目的に応じ、委員構成、解散の時期は、運営委員会がを定める。

ポイント1

[委員の廃止と森活動・PTA体制の整理]

第十一章 学校長および副校長

第2624条 学校長および副校長は本会の活動に対して各会議に出席して、助言し意見を述べる事が 出来る。 ポイント37その他 宇能

√ ポイント3[その他、実態に即した変更]) 副校長の役割の整理

第十二章 改 正

第2725条 この会則は、総会に於て全会員の3分の2以上において全会員の委任状を含めて、会員 の過半数の賛成により、改正する事が出来る。

- (1) 会則を改正した場合は、速やかに会員に知らせる。
- (2) 改正された会則は、総会で決定された日より実施される。

ポイント3[その他、実態に即した変更] 会則改正規定の基準変更

第十三章 慶 弔

第28条 会員の弔事について、1 件 5000円をお贈りし弔意を表する。

√ポイント3[その他、実態に即した変更] ○会員及び児童の慶弔の廃止

2025(令和7)年度 本部役員 内定者

会長	鷲尾 聡子	新3年
副会長	井原 滋子	新4年
副会長	大島 樹里	新2年、新4年
副会長	岡部 由佳梨	新5年
副会長	馬場 將和	新6年
書記	荊木 聡季	新4年
書記	藤村 浩二	新5年
会計	三浦 貴美子	新2年
会計	森 健	新2年

2025(令和7)年度 PTA会計監查 内定者

会計監査	白藤 理恵	新4年
会計監査	牟田 明子	新4年

[※]会計監査は、上記2名に加えて、教職員も1名担当する。